

# 生活の場としての児童福祉施設における住環境整備

—子どもの健康環境—

## Planning of Housing Environment in Child Welfare Facilities as a Place to Live

—Considering Health Environment for Children—

佐々木 唯\*

Yui SASAKI

**要旨：**児童福祉施設は、児童福祉施設最低基準に基づき整備され、その最低基準に示された施設設備基準は1948年に制定されたものであり、地域の社会的環境や要請にあわせて、適切に運用する必要がある。本稿は、「健康と子ども」の視点から、住教育として温熱環境や換気に関わる環境工学の専門知識をふまえ、快適な保育・子どもと家族・住居に関連する実践の試みとともに、児童福祉施設の住環境整備に資する課題と解決法を提言するものである。

地域資源としての児童福祉施設は、脱施設化と里親等委託へ移行するとともに、家庭的保育や家庭的養護を前提とした住まいの変革が求められる。子どもの健康環境を整えるため、住居学の役割として、健康・快適性を考慮した住まいの立地や設備を把握し、越谷市の健康環境を子どもの視点から改善する住教育の必要性は高い。家族と幼児の生活・保育・住居の総合的な教育を担う「家庭科」の意義を再認識し、教育的に効果的な実践が期待されている。

**キーワード：**社会的養護、住まいと家族、室内の健康環境、住居学、地域協働

### 1. はじめに

児童福祉施設は、児童福祉施設最低基準に基づき整備され、その最低基準に示された施設設備基準は1948年に制定されたものである<sup>1</sup>。例えば、社会の要請に応えた保育内容を実現するため、最低基準の改善に向けた見直しの必要性が指摘されてきた。児童福祉施設最低基準は、地域の社会的環境や社会的要請にあわせて、適切に運用する必要がある、当該地域の裁量が問われる。児童福祉施設の水準が、地域によって大きく異なるために「最低基準」が設けられているのであり、安心・安全、快適・健康、防災・減災の面から適切に運用し、施設設備の質を高める試みが常に期待されている。児童福祉法<sup>2</sup>を根拠とする施設は、養護、保育、特別支援、自立支援に大別でき、自治体によって制度・事業に特色があるため、社会福祉を享受するには、適切な児童

\* ささき ゆい 客員研究員・文教大学教育学部（非常勤）

福祉を選別するリテラシーが必要となる。例えば、「保育」に関しては、社会的問題関心が高いことを反映して、公設・私設に加え、認定こども園、地域型保育（保育ステーションを含む）による事業形態の多角化が顕著であり、新規保育事業が参入し施設数は増加している。

建築および住宅の衛生環境の維持・向上を促すため、「健康と子ども」の視点から、温熱空気環境とその健康影響に関する住教育の題材を収集し、子どもの生活の場として児童福祉施設における「室内環境と健康」を分析対象とする。健康・快適性に配慮した質の高い室内環境を提供し、子どもの育ちを支える施設計画の課題<sup>3</sup>として、衛生・環境面の維持・改善が今後いっそう重要になると考えた。いうまでもなく、保育士や専門職の配置基準やグループの小規模化というソフト対策を一刻も早急に解消するため、その対策が講じられている。量の確保から質の向上へ議論が移る時、ハードとソフトの両面から児童福祉施設の改善を推進することが不可欠になる。

本研究の目的は、「健康と子ども」の視点から、温度・湿度管理や換気に関わる環境工学の知識を理解し、快適な保育・子どもと家族・住居に関連づけた住教育を実践するとともに、児童福祉施設の住環境整備に資する課題と解決法を提言することにある。

## 2. 研究方法

### 2-1 児童福祉施設の健康環境 ―住教育の視点から―

まず、児童福祉施設を「地域資源」として積極的に活用した児童福祉・文化事業の動向と社会教育的実践のあり方を検証する。「生活の場」として親子の安心につながる居場所の発見と活用の可能性を検証し、空間を使いこなすための住教育に資する知見を得ることを目的として、住生活をより豊かにするための方向性として快適で健やかな環境について考察する。

つぎに、「健康と子ども」の視点から、住教育として環境工学を実践するための方法と課題を抽出した。児童福祉施設においては、「感染」が集団生活に対するデメリットとなり、その予防や安全・衛生管理が重要となる。また、子どものアレルギー体質が顕著であることから、感染対策として室内の「空気環境」の管理と課題について触れたい。

調査対象は2017年に浸水被害の生じた越谷市を取り上げ、ハザードマップ<sup>4</sup>と児童福祉施設の立地から、住環境整備の課題を指摘することとした。

### 2-2 事例分析の目的と概要 ―予備調査―

さらに、室内の空気環境と幼児の健康との関連性について、埼玉県内にあるキッズルームを対象に予備調査<sup>5</sup>を実施した（調査期間：2017年1月～12月）。季節による「温度・湿度・天候」の変化から、室内環境と立地の影響を考慮するため、検証期間は一年とした。

## 3. 地域資源を活用した児童福祉・文化事業の動向と社会教育的意義

### 3-1 地域資源としての児童館

埼玉県では、児童の居場所としての児童館に、子育て支援施設としての複合機能を付加し、世代交流・伝承遊び事業の充実および子育て支援の連携が高められている<sup>6</sup>。児童の居場所づくりに着目すると、越谷市における児童福祉施設を地域資源として活用するためには、児童館（児童更生施設）<sup>7</sup>を地域のプラットホームと位置付け、小学校と学童保育室、小学校と保育所との連携を促すことが望まれる。

これは、次世代育成に関わる全ての従事者が業務の補完と相互連携を再認識することであり、

「学校プログラム」の一環として、地域資源を再編成し事業モデルを検証する時期にあることを示唆している。主体性のある学習活動及び施設整備を可能とするには、参画へのマインドセットを通して協働による推進体制を展開することが課題である。

二つ目に重要な視点として、安心・安全な居住環境を理解する基本は、「自らの安全は、自らが守る」<sup>8</sup>ことが指摘できる。市民が参画して「地域防災マップ」を作成することにより、安全教育の推進に加え、コミュニティの活性化、地域防災力が高まる。水害をもたらす自然環境や歴史的環境を児童が理解することは、居住地の安全と危険を把握する能力を育み、児童を通してその保護者や地域住民に対する防災意識の再認識につながる。

### 3-2 社会的養護と福祉・環境整備

一方、社会的養護環境として、児童養護施設<sup>9</sup>、自立援助ホーム<sup>10</sup>および小規模住居型児童養護事業制度（ファミリーホーム）<sup>11</sup>に着目すると、児童養護施設が埼玉県には22か所、ファミリーホームが26か所あるのに対して、これらは越谷市に無く、自立援助ホームが埼玉県には8か所あるのに対して越谷市には自立援助ホームが1か所ある。

自立援助ホームは、児童養護施設を退所した子どもの社会的自立を支援する居住系施設であり、児童福祉施設は入所系<sup>12</sup>と通所系に大別され、越谷市の居住系施設は「自立援助ホーム」のみである（表1）。2012年に開設された自立援助ホームは、認定NPO法人による「人権擁護の推進と福祉の増進に関わる事業」であり、施設的环境整備事業を通して老朽化設備の改善に取り組んでいる。注目すべきは、不登校の子どもたちの学習塾として始まった会が、学びの創意工夫を積み上げて認定NPO法人となり、地域に雇用を創出している点である。地域の社会福祉を担う「プラットフォーム」として、児童福祉・文化を開拓する事業モデルといえよう。児童福祉の柱を支える社会イノベーションが、社会的養護の方向性として要請されている。

表1 児童福祉施設の概要—埼玉県および越谷市—

	埼玉県	越谷市	更新日	児童福祉施設最低基準	
助産施設	14	1	H29.1.1	第二章	(第十五条—第十八条)
乳児院	6	0	H28.6.1	第三章	(第十九条—第二十五条)
母子生活支援施設	4	0	H28.4.1	第四章	(第二十六条—第三十一条)
保育所	—	93 <sup>1)</sup>	H30.1.15	第五章	(第三十二条—第三十六条)
児童更生施設（児童館）	140 <sup>2)</sup>	2	H30.5.1	第六章	(第三十七条—第四十条)
児童養護施設	22	0	H28.4.1	第七章	(第四十一条—第四十七条)
児童自立支援施設	2	0	H26.5.1	第十章	(第七十九条—第八十八条)
児童家庭支援センター	3	0	H29.4.1	第十一章	(第八十八条の二—第八十八条の四)
自立援助ホーム	8	1	H29.7.1		
ファミリーホーム	26	0	H29.12.1		
児童発達支援センター	21	1	H29.1.1		
学童保育室	1506 <sup>3)</sup>	30	H28.5.1		

1) 保育所：(越谷市) 公立保育所18カ所、民間保育園25園、認定こども園6園、地域型保育44事業所（家庭的保育3事業所、小規模保育35事業所、事業所内保育6事業所）がある。子ども育成課資料より。

2) 児童館：休館中2か所（小鹿野児童館、皆谷児童館）を含む。小型児童館、児童センターがある。

3) 埼玉県放課後児童クラブ数

表2 越谷市の子育て支援

	内容	窓口
地域子育て支援センター	相談指導や情報提供、子育てサークルの育成・支援 子育て講座の開催	市内14か所の地域子育て支援センター 子ども育成課
子育てサロン	相談員やサロンスタッフに子育ての悩みを相談したり、子育て中の人同士が話したり、気楽に楽しく交流する 子育て講座の開催	市内8か所の子育てサロン 子育て支援課 子育てサロン担当
子どもショートステイ	親が病気、出産、冠婚葬祭などで養育できない時、児童福祉施設で子どもを預かる 原則7日間まで	子育て支援課 障害児支援担当
こしがやファミリーサポートセンター	子どもの預かりや保育施設までの送迎など、利用会員のニーズに合った提供会員（子育て援助）の紹介	ファミリーサポートセンター 子育て支援課
緊急サポートセンター	子どもの発熱、保育所からの急な呼び出し、急な残業で帰りが遅くなる時などの子どもの預かりを、会員相互の助け合いで行う事業	緊急サポートセンター埼玉 子育て支援課 緊急サポート担当
里親制度	家庭に恵まれない児童を預かり、親に変わって家庭的な雰囲気の中で育てる制度	児童相談所

出典：越谷市子ども家庭部子育て支援課、2017.10.1 現在

表3-1 季節ごとの刺激反応と反応数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
反応	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○
対象者数	4											
気温（平均）	4.3	5.8	7.8	14.2	19.9	22.3	27.6	26.3	22.7	16.7	10.5	5.1
降水量（合計）	18.0	13.0	70.0	73.0	57.0	61.0	160.0	190.0	148.5	470.0	25.0	10.0

凡例：●あり、○なし ※平均気温は、気象庁さいたま市の値を引用

表3-2 刺激反応者の滞在時間  
—5月・雨天—

	在室時間（分）	年齢
1	45 10:00-10:45	2才
2	199 10:05-13:24	2才
3	64 12:20-13:24	2才
4	120 15:20-17:20	1才

## 4. 子育て支援事業と居住福祉の課題

### 4-1 子育て支援の社会化 —地域協働—

埼玉県における児童福祉事業の取り組みとして、「埼玉県児童養護施設等サポーター制度」<sup>13</sup>がある（2015年10月創設）。児童養護施設等、企業等、地域及び行政が連携して、児童を支援しようとする社会機運が認められ、社会の要請に応じ、「開かれた施設」の構築が着目できる。

一方、越谷市における子育て支援は、地域子育て支援センター、子育てサロンのほか、こしがやファミリーサポートセンター、緊急サポートセンター、子どもショートステイ、里親制度<sup>14</sup>からなる（表2）。このように、子育て支援の社会化を実現する原動力は、地域の人材と協働することにある。なお、越谷市にファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業制度）はなく、子育て支援の社会化にあたり、里親の住居・住環境を整備する必要性が指摘できる。なぜなら、地域資源となる住宅設備や住居の性能を高め重点化することは、里親からファミリーホームへの移行につながる推進力となり、児童を養育者の家庭に迎える基盤となるからである。越谷市に既存の子育て支援は、地域に分散した里親住居やファミリーホームを包括する「プラットフォーム」となる。地域を場とした、子どもと家族の住居は変容しつつあり、そのモデルチェンジに対応する先進的な取り組みが越谷市において期待されている。

#### 4-2 立地からみた幼児の健康・快適空間 —埼玉県的事例にもとづく検証—

予備調査・分析対象の立地は過去に浸水が生じたことのある浸水域にあり、一時的な利用のための仮設建築物であるが、建築後2年以上が経過し、その間に床上浸水はしていない。利用者の年齢は0才から9才まで幅広く、2016年の予備調査期間に、刺激反応が把握できなかったことから、2017年1月～12月の結果を示す（表3-1）。

幼児の健康・快適と保育室の空気環境の質との関連性を検証する事例として、時期と気候は、梅雨の始まる5月に刺激反応が観察された（表3-2）。年齢は1才と2才であり、遊びの途中に、目を手で「拭う」、「払う」どちらかの刺激反応をする。滞在時間は45分以上、無窓のため空気の入替えはできず、排気ファンがないため保育室の扉を閉めると換気量が減少し、給気量の調整は充分にできない。室内の空気環境を改善する処置として、12月に空気清浄機が設置され、空気質の見える化が試みられた。なお、2018年1月にも刺激反応がみられたことから、1～2才の乳幼児に対しては、空気清浄機の運転に加えて幼児の動作を注意深く観察し、換気や空気消毒を実施することが有用である。乳幼児のアレルギー反応として、目を手で「拭う」、「払う」を観察することは平易な手法である。また、降水量の高い時期と雨天時の換気は極めて重要であり、空気環境の改善に努めることが望ましい。

### 5. まとめ —児童福祉施設の住環境整備—

#### 5-1 脱施設をふまえた住まいと児童福祉施設の課題 —健康環境—

越谷市は、埼玉県東南部に位置し、江戸期に旧日光街道第三の宿場町として商業が栄え、「水郷こしがや」と呼ばれ元荒川、葛西用水をはじめ多くの河川・用水が流れ農業にも恵まれてきた。市域は東西8.6km、南北11.5km、面積60.24km<sup>2</sup>、人口は34万862人、世帯数は15万497世帯である（2018年1月）。1958年に市制を施行し、首都近郊のベッドタウンとして人口は増加し、2016年4月に中核都市へ移行した。保健所業務をはじめ、事務権限の拡大にともなう市政への期待はきわめて高い。

里親等委託を推進する動きは、家庭的保育や家庭的養護による住まいの社会的変革をとまなう。児童福祉施設（児童養護施設）は、特別支援を要する児童の入所施設として縮小がはかれると容易に予測でき、家庭的養護に適応できる児童は里親等委託を利用することとなる。里親等委託における、住まい・施設の住環境整備の視点として、健康・快適性の重要性を指摘した。立地からみた快適・健康空間を念頭におくと、越谷市内においても同様の実態が推測できる。その手掛かりは、越谷市の自然災害を記録したハザードマップであり、児童福祉施設を健康環境の視点から整備することは喫緊の課題である。

#### 5-2 健康環境と住まい —越谷を事例とした住教育—

建築物衛生及び温熱空気環境の健康影響について、乳幼児を対象とした分析を引用したが、住居学として、どのように教育することができるか、解決すべき緊急の課題が明らかになった。

室内環境の「空気汚染見える化」することは、空気清浄機を設置することによって簡易的に可能である。また、夏季・冬季に使用される空調設備には画像認識システムが搭載されていることから、乳幼児の刺激反応を自動的に検出し、必要な処置を迅速に行うことが可能となる。住宅・施設設備に、例えばAI機能を適切に取り入れることによって、健康環境をつくりだす可能性はある。家族と幼児の生活・保育・住居の総合的な教育を担う「家庭科」の意義を再認識し、引き続き効果的な実践に取り組みたい。

## 謝辞

本研究にあたり、聴き取り調査にご協力を頂きました自立援助ホーム認定 NPO 法人越谷らるごの皆様に、心より感謝の意を表します。

## 註

- 1 児童福祉施設最低基準には、空気汚染と衛生管理についての記述はないが、乳幼児の健康状態の観察をおこなひ、室内環境の衛生管理と関連づけ定期的に記録することが望ましい。  
児童福祉施設最低基準（衛生管理等）  
第十条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。  
2 児童福祉施設（助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を除く）においては、一週間に二回以上、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。  
3 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えなければならない。  
（昭四八厚令二〇・全改、昭五四厚令一九・一部改正、昭六二厚令一二・旧第十一条繰上・一部改正、平一〇厚令一五・一部改正）  
2 児童福祉法は、家庭科（中学校）の「幼児の生活と家族」及び家庭科（高等学校）の「保育」で取り上げられる。家庭科保育では、児童憲章（1951年5月5日制定）、児童の権利に関する条約（1994年批准）、児童虐待の防止、子育て支援について学習することを通して、子どもが健やかに育つ権利を学び、日本の子育てをめぐる現状と問題、子育てを支援するしくみと解決法を理解する。幼児の生活と家族については、住居学「幼児の安全と保育」において、乳幼児の身体的特徴をふまえ、住まいの中の危険箇所を見だし、住まいの安全性を認識することができる。  
牧野唯（2014）「地域公共人材としての子どもたち：滋賀県米原市」今川晃・梅原豊編『地域公共人材のはなし—まちづくりを担う人たち—』法律文化社、pp.87-94
- 3 二井るり子、今井範子、牧野唯（2011）「児童ユニットにおける生活様態からみた計画の課題とそのあり方—ユニット型児童養護施設における—」『日本家政学会誌』Vol.62 No.12 pp775-782  
牧野唯、今井範子、二井るり子（2012）「自立援助ホームにおける子どもの自立に向けた住生活と住空間」『日本家政学会誌』Vol.63 No.1 pp15-24  
二井るり子、今井範子、牧野唯（2012）「児童養護施設における幼児の生活行動の個別性と空間構成—幼児ユニットをもつ施設の事例研究による—」『日本家政学会誌』Vol.63 No.1 pp25-34
- 4 埼玉県は、県土面積（3,798km<sup>2</sup>）に占める河川の面積割合が日本で最も多く（湖沼等の水面を含め5%）、洪水をはじめ各種防災マップの活用が不可欠である。  
越谷市市民協働部危機管理課（2016）越谷市防災マップ、平成28年11月発行  
越谷市市民協働部危機管理課（2010）越谷市地震ハザードマップ、平成22年12月発行  
越谷市建設部治水課、協働安全部危機管理課（2008）越谷市洪水ハザードマップ
- 5 予備調査の結果、年間を通じて4事例を抽出し、この事例をもとに季節的な発現性を予測した。なお、既存の保育施設において本調査を実施することは、解決のための予算なくして現実的に難しい。そこで、建築設計の立場からみた健康環境の課題を抽出することを目的に、インタープリターとしてキッズルームにおける参与観察を行い、保育室の滞在時間と幼児の属性（年齢ほか）を再分析することとした。
- 6 越谷市児童福祉部児童福祉課（2005）越谷市次世代育成支援行動計画（2005-2009）、p.92  
越谷市・越谷市教育委員会（2016）越谷市次世代育成支援行動計画（2016-2020）、p.25
- 7 児童館は、0歳から18歳までの児童が、遊びを通して、元気で情操ゆたかに成長することを目的とした施設であり、教員資格などを持つスタッフが常駐し、季節の行事に関するペーパークラフトの製作や卓球などの運動遊びをはじめ、子ども向けのいろいろな遊びを行う。また、乳幼児親子向けに、絵本の読み聞かせや子育て教室を行っている（埼玉県福祉部子ども安全課）。
- 8 梶木典子（2015）「自然災害に備え、生きる」北村薫子・牧野唯・梶木典子・齋藤功子・宮川博恵・藤居由香・大谷由紀子・中村久美・光田恵『住まいのデザイン』朝倉書店、p.24

- 9 児童養護施設は、保護者のない児童（乳児除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう（児童福祉法第41条）。埼玉県内には22施設（私立18、県立3（埼玉県社会福祉事業団運営）、市立1）がある。

埼玉県福祉部子ども安全課（2013）「埼玉県における児童養護施設等退所者への実態調査報告書」

- 10 自立援助ホームは、義務教育修了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所し就職する児童等に対し、自立を図るため相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業である（児童自立生活援助事業：児童福祉法第6条の3第1項）。埼玉県内には8ホーム（私立）がある。埼玉県福祉部参照。

なお、越谷市にある自立援助ホームの運営は、認定NPO法人（越谷らるご）による事業であり、その前回は学習塾の子ども（不登校）学習支援活動であり、子ども達の居場所を提供するフリースペースからフリースクールとなり、子どもたちの生活の場として自立援助ホームが2012年に開設された。2016年度は2名の自立と2名の入居の実績がある（平成28年度事業報告書参照）。

- 11 ファミリーホームは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童に対し、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する事業（小規模住居型児童養育事業：児童福祉法第6条の3第8項）である。埼玉県福祉部参照。

また、ファミリーホームは、2008年の児童福祉法改正で「小規模住居型児童養育事業」として実施されたが、それ以前から里親型のグループホームとして自治体で行われていた事業を法定化したものであり、里親のうち多人数を養育するものを事業形態とし、相応の措置費を交付できる制度とした。

- 12 助産施設は、入所、第二種（児童福祉法第36条）であり、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて助産を受けさせることを目的とする施設である（埼玉県福祉部参照）。

- 13 埼玉県児童養護施設等サポーター制度は、児童養護施設、乳児院等と、これらの入所児童及び退所児童を支援する企業、法人、団体等を「埼玉県児童養護施設等サポーター」として登録し、その支援活動を広く県民に広報することにより、児童養護施設等、企業等、地域及び行政が一体的となって児童等を支援するという社会的気運を醸成することを目的とし、その実施に必要な事項を定める（埼玉県福祉部参照）。

埼玉県は、「埼玉県子育て応援行動計画」の前期計画（2005年）に続き、後期計画（2010年）を策定した。前期計画に基づく、認可保育所等整備の結果、待機児童数は2005年の約1800人から2014年の約900人に半減する。子育て親子の交流の場となる「地域子育て支援拠点」は、2005年の176か所から、2014年には481か所へ大幅に増加し、地域の子育てを支える力となった。社会の変化に対応した少子化対策・子育て支援の更なる充実に向けて「埼玉県子育て応援行動計画（2015-2019年度）」が策定され、子育て支援の充実に取り組んでいる。

- 14 里親制度（里親等委託）は、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら養育を行い、社会的養護を必要とする子どもを、養育者の家庭に迎え入れて養育する「家庭養護」をいう。なお、ファミリーホームは、児童福祉法第6条の3第8項の規定に基づき、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者の住居において養育を行うものを指す。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2012）「里親及びファミリーホーム養育指針」

